

令和元年度 渉外司法書士協会セミナー

渉外登記実務入門講座

渉外商業登記入門 1
(株式会社)

■ レジюме

日時：令和元年 8 月 24 日（土）10:20～12:50

会場：中央大学駿河台記念館 610 号室

講師：渉外司法書士協会会員 石田 雅之

主催：NPO法人 渉外司法書士協会

I 定義等

Q 1 渉外商業登記とは何ですか？

A 1 外国人・外国法人が関与した日本における外国会社の営業所設置の登記・内国会社の設立登記とそれらの変更登記等のことを指します。

*外国会社

外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は類似するもの（会社法2条2号）

Q 2 通常の商業登記との違いは？

A 2 ① 外国人・外国会社が手続主体になるため、添付書類が異なります。
② 外国会社に関する登記については登記事項が異なります。

Q 3 渉外不動産登記との違いは？

A 3 例えば、外国人の相続登記においては、日本の民法か相手国の民法等のどちらの法律に準拠（適用）するかという国際私法の問題があります。しかし、渉外商業登記においては、日本の会社法と商業登記法が適用されるため、準拠法をどちらにするかとの国際私法の問題はありません。

II 渉外商業登記の実務上の注意点

Q 4 外国企業が日本でビジネスをする場合、どのような形態がありますか？

A 4 外国の企業が日本でビジネスを展開する際に見られる参入形態として以下の3種類の形態があります。

1. 駐在員事務所の設置 <事例1>

→ 日本において継続的な取引を行わない場合

例) 市場調査、情報収集や広報活動等、実質的な営業活動を行わない場合に利用可能。

2. 日本法人の設立 <事例2>

→ 外国会社の「支社」として、日本の会社法に基づいて設立された内国会社（株式会社又は合同会社）を置き、継続して取引を行う場合

基本的には通常の家社設立手続と同様ですが、渉外商業登記の手続面においては、出資者・役員等が外国人・外国会社である点に注意が必要です。

3. 日本における営業所の設置

→ 外国会社として営業活動の拠点たる「支店」を置き、継続して取引を行う場合を想定。

外国会社が日本において継続的に取引しようとする場合には、日本における代表者を定め、外国会社の登記をする必要があります

継続して取引を行うため、日本における代表者に加え「営業所」を

}	置く場合	→	営業所の所在地で登記
	置かない場合	→	日本における代表者の住所地で登記

1. 駐在員事務所の設置

事例 1

外国企業が日本に進出する第一段階として、まずは駐在員事務所を設置することに決定したので、必要な手続を行って欲しいとの依頼がありました。

この場合、何か登記手続が必要になるのでしょうか？

《回答》

登記が必要かどうかは、その事務所で実質的な営業活動（取引先企業との契約業務や支払い等）をするかどうかによって決まります。外国企業が考える「駐在員事務所」「支店」「支社」「ブランチ」等の名称は関係ありません。

したがって、まずは駐在員事務所を設置しようとする企業に、日本で具体的にどのような活動を予定しているのかを十分に説明してもらう必要があります。

また、外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができないため（会社法 818 条）、営業活動を行うのであれば、外国会社の登記をする必要がある旨を説明する必要があります。

なお、駐在員事務所の設置は自由に行うことができ、登記申請は不要です。

《解説》

駐在員事務所は会社法上の概念ではなく、その名称を問わず、実質的に営業活動を行わない（行えない）点で営業所とは異なります。したがって、駐在員事務所として行うことができる活動は、業務に関する情報収集や本国会社への情報提供、広告・宣伝、市場調査、基礎研究等、日本国内での収益を伴わない活動に限定されています。

収益を伴わない＝売上を日本で計上しないため、原則として法人税や消費税の課税対象とはなりません。駐在員事務所における従業員への給与に対する源泉徴収義務や社会保険などの負担義務は負うことになります。

また、駐在員事務所である限り登記は不要ですが、事業内容によっては例外的に、各事業法において、駐在員事務所の設置につき届出等が必要な場合があります。例えば、外国銀行は日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合には、あらかじめ当該業務の内容を内閣総理大臣に届け出るようになっていきます（銀行法 52 条）。

●●●実務上の注意点●●●

日本での活動内容によっては、駐在員事務所ではないと税務署に判断されるリスクもありますので、注意が必要です。また、駐在員事務所設立後に、日本支店や日本支社に移行する場合がありますので、少なくとも就労ビザ等について行政書士や社労士を紹介しておいた方がよいと思います。

2. 日本法人の設立

事例2

駐在員事務所を構えていたアメリカの会社は、日本市場に本格的に参入するために営業所設置ではなく日本法人（株式会社）の設立を決定しました。なお、代表取締役はアメリカ人が就任することになりそうです。

この場合の注意点を教えてください。

《回答》

基本的には内国会社の設立と同じく、会社法 25 条以下の適用の問題です。ただし、外国人・外国法人が出資する点から、以下の事項に注意が必要です。

- ① 外為法の事前届出と事後報告の要否
- ② 株式会社の定款の作成
- ③ 実質的支配者に関する申告
- ④ 資本金の払込み
- ⑤ 外国人の署名証明書
- ⑥ 代表取締役の住所について
- ⑦ 取締役の本人確認書類

《解説》

① 外為法の事前届出と事後報告の要否

外国人・外国法人が日本国内に日本支社を設立して株式又は持分を取得することや日本支店を設置することは、外国為替及び外国貿易法（「外為法」）上、「対内直接投資等」に該当し、当該会社の事業の種類により、事前届出や事後報告を日本銀行経由で財務大臣及び各事業を所管する大臣に行う必要があります。

■ 提出先

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50 番窓口）
日本銀行支店（営業課または総務課）

■ 対内直接投資等を行う外国人・外国法人「外国投資家」

- (1) 非居住者である個人
- (2) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体
- (3) (1)又は(2)の者により直接又は間接に保有される議決権の数の合計が 50% 以上の内国会社

* 「間接に保有される議決権」とは、(1)又は(2)の出資比率 50%以上の内国

会社を通じて保有する議決権をいいます。

- (4) 非居住者である個人が役員又は代表権限を有する役員のいずれかの過半数を占める内国法人その他の団体

■ 対内直接投資等の定義

- ・国内の上場会社の株式の取得
- ・国内の非上場会社の株式又は持分の取得
- ・国内の非上場会社の株式又は持分の譲渡 等

■ 事前届出の対象

事前届出となるのは、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 外国投資家の国籍が「対内直接投資等に関する命令 別表1」【資料3】に掲載されている国以外のもの

非掲載国

北朝鮮、アフガニスタン、イラク、リベリア、パラオなど

※英領のオフショア（ケイマン、BVI）は、英国に含めて掲載国扱い

- (2) 投資先の事業目的が「事前届出業種」に該当するもの

事前届出業種

i 「安全保障」関連

武器、航空機、人工衛星、原子力関係

ii 「公の秩序、公衆の安全」関連

電気、ガス、水道、熱供給、通信、放送、鉄道、旅客運送、警備、
生物学的製剤製造（ワクチン製造）

iii 「国内産業の保護」関連

農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業

※ 令和元年8月1日の改正告示により、事前届出対象業種に以下の業種が追加されました。

■ 情報処理関連の機器・部品製造業種

例) 半導体メモリメディア製造業、携帯電話機・PHS 電話機製造業、
無線通信機械器具製造業、パーソナルコンピュータ製造業、外部記憶装置製造業

■ 情報処理関連のソフトウェア製造業種

例) 受託開発ソフトウェア業

■ 情報通信サービス関連業種

例) 情報処理サービス業
インターネット利用サポート業

※ 事前届出制業種は、外国会社の定款上の事業目的だけでなく、実際に行なっている事業活動により事前届出制の対象となるかを判断します。

(3) イラン関係者により行われる一定の行為に該当するもの

事前届出を行った場合、財務大臣および事業所管大臣が審査するため、日本銀行が届出書【資料4】を受理した日から起算して原則30日を経過するまでは、届け出た取引又は行為を行うことはできません。

■ 事後報告

外国投資家が対内直接投資等を行ったときは、事前届出を要するものを除き、取引又は行為を行った日の属する月の翌月15日までに、事後報告書【資料5】を提出しなければなりません。

なお、以下の場合には事後報告の手続は不要です。

- ✓ 事業目的が事後報告業種に該当する非上場株式の株式又は持分の取得で、出資比率が特別の関係にある者と併せて10%未満であるとき
 - ✓ 日本支店を設置する場合において、事業目的が事後報告業種に該当するとき
- 等

●●●実務上の注意点●●●

・事前届出の要否

設立する内国会社の目的に事前届出事業があるかどうかと掲載国による出資かどうかを慎重に確認する必要があります。

・事後報告の要否

設立する内国会社の株式が証券取引所に上場されていない場合は10%以上の株取得の場合に必要となります。

② 株式会社の定款の作成

■ 定款の作成

外国人が発起人の場合でも、日本人による会社設立の手続と同様に、定款作成のためのチェックシート【資料6】をメール等で送り、その情報を基に日本語で定款を作成します。【資料7】

■ 定款の認証

日本法人が発起人となる場合、定款認証時に発起人たる法人の登記事項証明書・印鑑証明書の提出が必要となりますが、この扱いは外国法人が発起人となる場合も同様です。ただし、外国によっては法人の登記事項証明書・印鑑証明書の制度がないことも多く、添付ができない場合があります。この場合には、本店、商号、目的、代表者の資格・氏名、設立準拠法等を記載した宣誓供述書に本国官憲が認証したものを法人の登記事項証明書の代用として利用します。

[個人]

印鑑証明書 ⇒ 署名証明書

[法人]

登記事項証明書 ⇒ 登記事項証明書に相当するもの
主に本国官憲の認証を受けた宣誓供述書で代用

印鑑証明書 ⇒ 法人代表者個人の署名証明書で代用

* 外国法人の宣誓供述書について

実務上では外国会社の登記の添付書類に準じて、「外国会社の本国の管轄官庁又は日本における領事その他権限がある官憲」の認証を受けたものが必要とされています。

< A国が設立準拠国である外国法人の場合 >

本国の公証人が作成（例：A国の公証人）	○
本国に所在する本国官憲が作成（例：A国にあるA国の行政機関）	○
日本に所在する本国官憲が作成（例：日本にあるA国の領事）	○
第三国に所在する本国官憲が作成（例：第三国にあるA国の領事）	×

③ 実質的支配者に関する申告

公証人法施行規則の改正により、法人成立の時に実質的支配者となるべき者について、その氏名、住居、生年月日等と、その者が暴力団員等に該当するか否かにつき公証人への申告が必要になりました（公証人法施行規則 13 条の 4）。

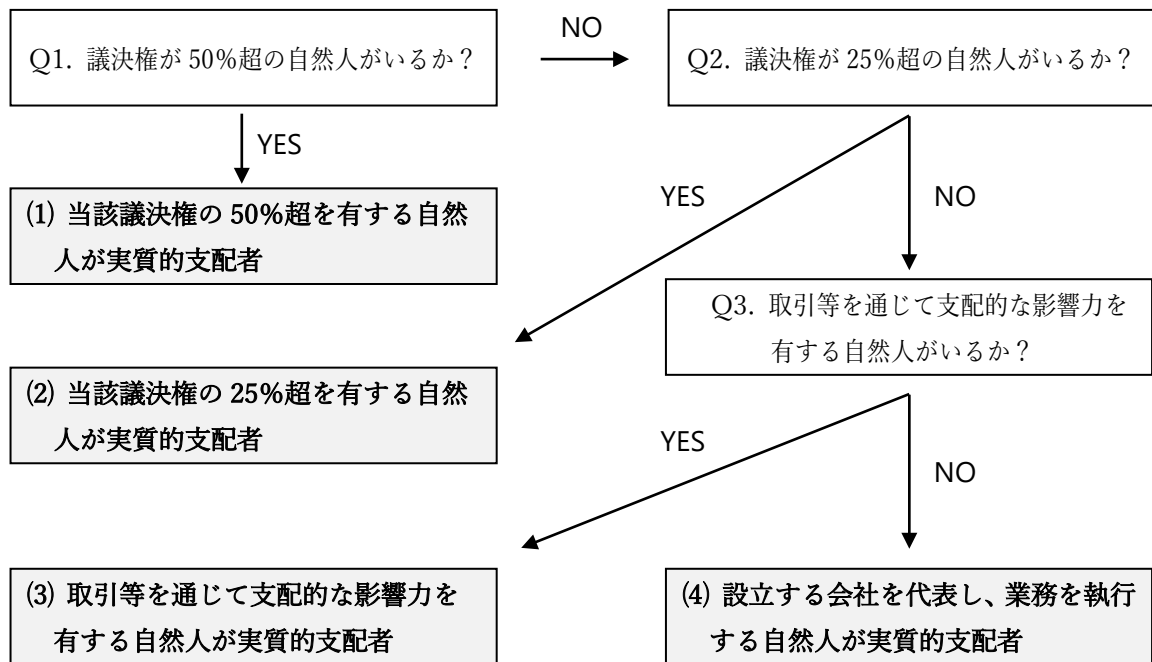
* 公証人法施行規則改正の趣旨

暴力団による事件や資金源の根絶（マネーロンダリング・テロ資金供与の抑止）を図るため、株式会社等を設立する際、その実質的支配者が反社会的勢力に所属していないこと等を公証人に対して申告させるように義務付け、公証人が確認する仕組みを設けることとされたものです。これは、F A T F 勧告により、株式会社等の実質的支配者に関する情報を明らかにさせる仕組みを整えることが国際的な要請となっていることを受けたものです。

■実質的支配者となるべき者

実質的支配者に該当する者は、以下のとおりです。

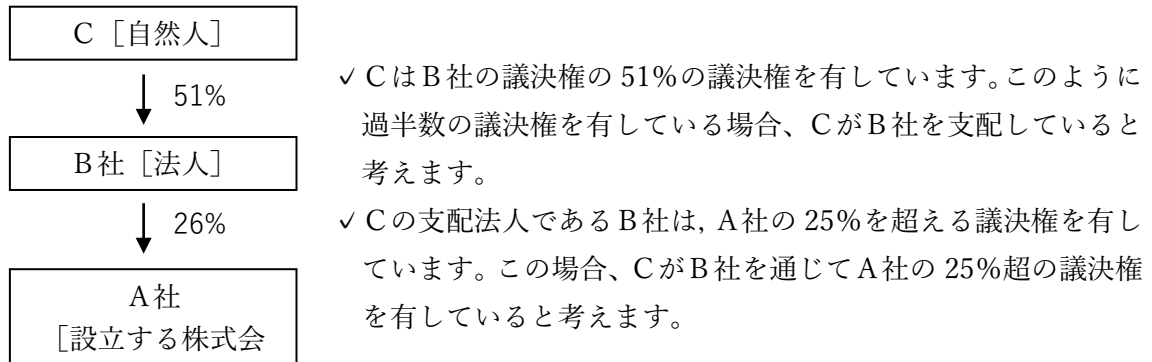
- (1) 設立する会社の議決権の 50%を超える議決権を、直接又は間接に有する自然人
- (2) (1)に該当する者がいない場合、設立する会社の議決権の 25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人全員
- (3) (1)・(2)に該当する者がいない場合、出資・融資・取引その他の関係を通じて、設立する会社の事業活動に支配的な影響力を有する自然人全員
- (4) (1)・(2)・(3)に該当する者がいない場合、設立する会社を代表し、その業務を執行する自然人



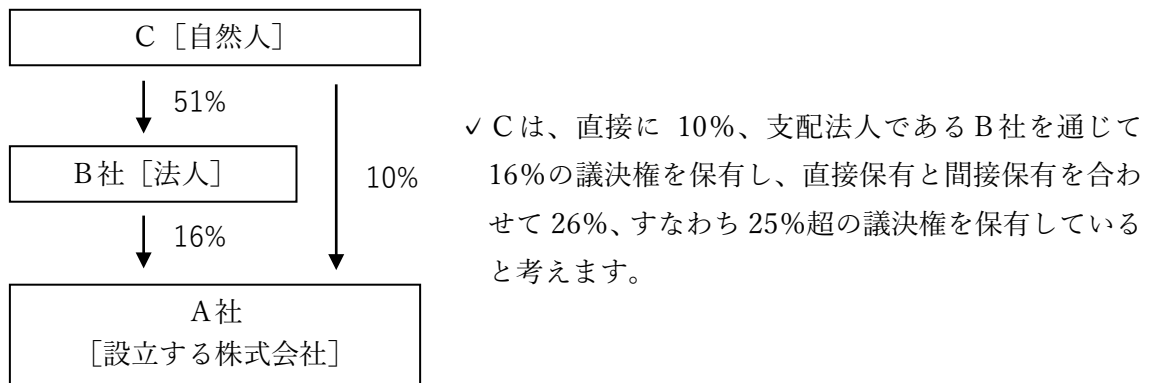
* 「議決権を直接に有する」とは
自然人が発起人となり株式を保有することをいいます。

* 「議決権を間接に有する」とは
典型的な例は以下のとおりです。

例 1) CがB社を通じて25%超のA社の議決権を保有している例



例 2) Cが直接10%、B社を通じてA社の15%超の議決権を保有している例



* 実質的支配者に該当する者は原則として自然人ですが、発起人が上場企業又はその子会社である場合その他法人が自然人とみなされます。

* 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る）の市場で上場している会社も自然人とみなされます。（犯収法施行令14条6号、犯収法施行規則18条11号）

■実質的支配者該当性の根拠資料

発起人間の議決権保有割合を証するものとして定款、発起人の決定書等を添付することになります。

発起人が法人の場合には、当該法人の議決権保有状況に関する資料（株主名簿等）も添付する必要がありますが、発起人が外国法人の場合には、原則として外国官憲等の証明に係る証明書を添付します。

*実質的支配者該当性の根拠資料が外国語で作成されている場合、その訳文を添付する必要がありますが、実質的支配者の氏名・住居に関する情報は外国語原文のままでも問題ありません。

■本人特定事項等が明らかになる資料

実質的支配者の氏名、住居及び生年月日の本人特定事項が明らかになる資料を添付することになります。パスポート等で住居の記載がない資料については、自筆で記載しているものを利用することも可能です。

例) 運転免許証、パスポート、個人番号カード等の写し

実質的支配者に該当する者が外国人である場合、日本国政府が承認した外国政府発行の書類（台湾や外国の地方政府発行の書類を含む）を利用することができます。

④ 資本金の払込み

発起人が外国人・外国法人の場合、日本国内に銀行口座を有していないことが多いため、設立時取締役の個人口座に資本金を振込できるよう、払込金の受領に関する委任状を準備しておくことは内国会社の設立の場合と同じです。

なお、発起人及び設立時取締役の全員が日本国内に住所を有していない場合には、第三者名義の口座を利用することが可能です（平成 29 年 3 月 17 日民商第 41 号通達）。

資本金の送金の際には以下の内容をアドバイスすることも重要です。

- (1) 外貨でなく円建てで送金すること
(為替レートの関係で資本金に増減と端数が出てしまうため)
- (2) 銀行手数料は送金元がすべて負担すること
(送金先銀行の手数料はもちろん、中継銀行の手数料にも注意が必要)
- (3) 送金が会社設立のための出資金である旨の明示

cf. 払込取扱機関について（法務省民事局HPより）

「払込取扱機関」は、内国銀行の日本国内本支店だけでなく、外国銀行の日本国内支店（内閣総理大臣の認可を受けて設置された銀行）も含まれます。また、内国銀行の海外支店も「払込取扱機関」に含まれます（平成28年12月20日民商第179号通達）。

このような支店かどうかは、銀行の登記事項証明書等により確認可能です。

なお、外国法に基づき設立されたいわゆる現地法人は、内国銀行の海外支店ではなく、「払込取扱機関」に含まれませんので、御注意ください。

< 「払込取扱機関」の該当の有無 >

内国銀行の日本国内本支店（例：東京銀行の大阪支店）	○
内国銀行の海外支店（例：東京銀行のニューヨーク支店） ※現地法人を除く	○
外国銀行の日本国内支店（例：ニューヨーク銀行の東京支店）	○
外国銀行の海外本支店（例：ニューヨーク銀行のボストン支店）	×

⑤ 外国人の署名証明書

外国人の署名証明書については、当該外国人が居住する国等に所在する当該外国人の本国官憲が作成したものであっても差し支えないこととされています（平成28年6月28日民商第100号通達、平成29年2月10日民商第15号通達）。

< 添付可能な署名証明書（B国に居住するA国人の場合） >

本国に所在する本国官憲作成（例：A国にあるA国の行政機関）	○
日本に所在する本国官憲作成（例：日本にあるA国の領事）	○
第三国に所在する本国官憲作成（例：B国にあるA国の領事）	○
本国に所在する公証人作成（例：A国の公証人）	○

* 本国官憲の署名証明書を取得できないやむを得ない事情がある場合には、以下の署名証明書も認められる場合があります（平成29年2月10日民商第16号依命通知）。

第三国に所在する公証人作成（例：B国にあるB国の公証人）	○
日本に所在する公証人作成（例：日本の公証人）	○

cf. やむを得ない事情の例

- ・日本における領事若しくは日本における権限がある官憲が署名証明書を発行

していない場合

- ・日本に当該外国人の本国官憲がない場合（たとえ日本以外の国における本国官憲において署名証明書を取得することが可能であってもOK）
- ・当該外国人の本国に署名証明書の制度自体がないため、本国官憲において署名証明書を取得することができない場合
- ・当該外国人の本国においては署名証明書の取得が可能であるが、当該外国人が居住している本国以外の国等に所在する当該外国人の本国官憲では署名証明書を取得することができない場合 等

⑥ 代表取締役の住所について

代表取締役が外国人であるか日本人であるかにかかわらず、代表取締役のうち少なくとも1人は日本に住所を有しなければならないという居住者要件が実務上設けられておりましたが、平成27年3月16日付でこの制限が撤廃されました（平成27年3月16日法務省民商第29号法務省民事局商事課長通知）。

よって現在では、代表取締役の全員を日本に住所を有しない外国人とする株式会社の設立も可能です。

cf. 外国会社支店の日本における代表者の居住要件については、従来どおり1名以上は日本に住所を有する者でなければなりません（会社法817条1項）。

⑦ 取締役の本人確認証明書について

■日本在住の日本人・外国人

例) (1) 住民票 or 住民票記載事項証明書 or 戸籍附票 or 印鑑証明書

(2) 運転免許証（運転経歴証明書） or 在留カード or 特別永住者証明書
or マイナンバーカード のコピー＋原本証明

* 個人番号の「通知カード」は不可。

■外国在住の日本人（平成27年2月20日民商第18号）

(1) 日本大使館で作成した証明書

(2) 外国官憲の作成に係る取締役等の氏名及び住所が記載された証明書

(3) 外国官憲の発行に係る身分証明書等のコピー＋原本証明

■外国在住の外国人

(1) 外国官憲の作成に係る取締役等の氏名及び住所が記載された証明書

<添付可能な本人確認証明書（B国に居住するA国人の場合）>

本国に所在する本国官憲作成（例：A国にあるA国の行政機関）	○
日本に所在する本国官憲作成（例：日本にあるA国の領事）	○
第三国に所在する本国官憲作成（例：B国にあるA国の領事）	○
本国に所在する公証人作成（例：A国の公証人）	○
居住国に所在する公証人作成（例：B国の公証人）	○

(2) 外国官憲の発行に係る身分証明書等（住所の記載があるもの）のコピー
+ 取締役本人の原本証明

●●●実務上の注意点●●●

代表取締役の全員を日本に住所を有しない外国人とする設立登記は受理されますが、実際の登記手続きにあたっては慎重な検討が必要です。会社設立後に会社名義の銀行口座を開設することは困難なケースも多いためです。そこで実務上は、これまでと同様、代表取締役に日本人を加えて設立し、口座開設をする方法も十分検討に値するものと考えます。